

2020年6月1日

お客様各位

セントラルフィットネスクラブ緑園都市

店長 金子 晋一

3月臨時休業分の振替特別営業及び
休業に伴うチケット等の有効期限延長について

平素より当クラブをご利用いただき誠に有難うございます。

臨時休業及び工事休業に伴い3月臨時休業分の振替特別営業及びお客様がお持ちのチケット・カード等の有効期限を延長させていただきます。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

【3月3日～10日臨時休業分の振替特別営業について】

全7日営業分の振替日は以下のとおりとさせていただきます。

①4/6（実施済み）・②7/20（月）・③8/3（月）・④9/7（月）・⑤10/5（月）
⑥11/2（月）・⑦12/7（月）

営業時間：9：00～22：00

すべての会員様が全営業時間ご利用いただけます。

レッスンプログラムは別途ご案内いたします。

●2020年3月末退会者の方は7月16日～31日まで利用可能とさせていただきます。

【チケット有効期限】

緑園都市は7月15日まで休業の為、各チケットの有効期限は以下のとおり延長させていただきます。

【対象】有効期限が2020年3月1日以降のチケット・カード

※休業前に発行済みのチケット・カードに限ります

- 株主優待券 → 2020年12月末まで
- 5/25有効期限のギフトカード → 全国用・クラブ用共に10月末まで
- PTCチケット/回数券 → 7/16の営業再開日より4ヶ月間使用可能（11/15まで）
- インビテーションカード → 7/16の営業再開日より3ヶ月間使用可能（10/15まで）
- セントラルスポーツ金券、紹介カード各種、その他チケット・カード
 - ・有効期限が1ヶ月 → 7/16の営業再開日より1ヶ月間使用可能
 - ・ 〃 が3ヶ月 → 7/16の営業再開日より3ヶ月間使用可能
 - ・ 〃 が1年間 → 有効期限を3ヶ月間延長
- 水素水 → 有効期限から4ヵ月使用可能

以上